

中核的農民経営の概念：美濃平坦地の事例分析(II)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-06-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柳田, 洋吉 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/5808

中核的農民経営の概念

—— 美濃平坦地の事例分析II. ——

柳 田 洋 吉

生産流通管理学講座
(1989年8月1日受理)

A Concept on Core—farmers in Japan

—— A Case Study of Mino Plains Gifu Prefecture, Japan. II ——

Youkichi YANAGITA

Department of production and Distribution Management
(Received August 1, 1989)

SUMMARY

The purpose of the study is to clarify developmental types of paddy farms in Gifu Prefecture, Japan. In order to do this, the Kaizu Chou area was selected in Gifu Prefecture, and a paddy farm management analysis was done from January to March, 1989.

One type of paddy farm development has been observed in this district of Japan. Some conclusions as to the characteristics of Japanese paddy farm management derived from this study were as follows:

1) Arable land systems of typical farms in Japan consist of several small plots which are also scattered throughout hamlets or villages. Thus the paddy farm is composed of several rather fixed, small and private units. But these forms have been converted to larger—scale units by land improvement enterprises since 1980. This is one factor forming the type of business enterprise on paddy farms.

2) The function of the cooperative systems on the paddy farms do not have the function of operation on the enterprise type of farm, but serve only for partial supplement of each land owner—farmers or peasantries in Japan. But lately, the transfer from these cooperative systems to the new type of enterprise on the paddy farm, namely, the private enterprise as leaseholder of larger scale, has occurred.

3) The form of enterprise and cooperative paddy farm contradict each other. Therefore, paddy farm cooperation can only have a partial function in supplementing the reproduction of the farm household economy. In short, it should be concluded that, given the characteristics of the paddy farm, the change from cooperative paddy farm to enterprise type is giving birth to the farm business which depends upon wage labor.

Res. Bull. Fac. Agr. Gifu Univ. (54) : 159—170, 1989.

要約と結論

本研究は、現代水田農業の生産力段階における中核的農民経営の形態と性質とを美濃平坦地の事例分析から把握しようとした研究の報告である。農産物の輸入制限・禁止の撤廃（市場開放）を柱とする農産物

貿易の自由化という意味での「農業の国際化」，したがってまた，市場開放と内需拡大を促進する構造調整政策（1985年G 5の要請受入）によって，農業構造の転換圧力が急速に強められてきた。この転換圧力のキイ・ワードは，農地流動化，規模拡大，生産性向上，生産コスト引き下げであり，この路線を先頭きってひた走る企業的農家集団が，今日の段階における中核的農民経営の概念を規定する形態と性質とを備えていると看なすことができる。その一つとしてここで取り上げた事例は，岐阜県の主要穀倉地帯と目される高須輪中（水田3,000ha弱）を代表する水田受託経営（経営受託面積80ha 余）で，組織上は1985年に一集落32戸の農家（全戸）をもって設立された「営農組合」であるが，事実上は組合長を経営主とする個別受託型の経営である。個別受託型経営としての中核的農民経営が1985年に至ってようやく「営農組合」という迂回路を経て特殊的に形成されたところに美濃平坦地における資本蓄積と生産力の段階が示されている。分析の結果得られた結論は以下の通りである。

1. 1980年代にはいって設立された新しいタイプの営農組合は，一方では，1980年開始の再圃場整備事業が，100～150haを一水系単位とするパイプライン方式で用排水分離の灌漑体系，1.5～2.0ha区画の大型圃場，他方では，70psトラクター，6条の側条施肥田植機，町の航空防除機，4条刈グレンタンク式コンバインといった汎用の大型機械一貫体系を持つ新たな技術構造の実現を条件として生まれてきた「受託型営農組合」は，100ha前後の耕作規模を経営単位とするもので，事実上の個別受託型経営またはグループ受託型経営として，大農圃制農業への一段階を画する形態と性質を持つ。

2. この「受託型営農組合」の成立は，経営委託者側農家層の恒常的雇用賃労働への兼業深化（第2種兼業農家層）と施設園芸経営への専作化（専業上層農家）があり，農家所得の安定化が水田経営（米麦作）を反発する要素となっている。加えて，それら農家層の水田所有面積規模が相対的に大きいことが現物米地代による飯米確保を可能にしていることも成立の一要素となっている。

3. 相対的に高い地代の形成は，水田受委託面積を拡大させる要素であり，この高い地代の支払いを可能にしたものは，受託経営側の生産性の上昇と生産コストの低下である。すなわち，追加投資による超過利潤（これを差額地代第Ⅱ形態と見ることも出来る）の増大であり，これがまた，受託経営相互間の競争地代を上げる要因ともなっている。

4. しかし，規模拡大に伴う矛盾もまた増大している。すなわち，第一に，集積団地と分散受託地を比較してみると，土地集積は，耕作地片の急速な分散化をとめない，技術装備の二重化を招き，生産性と収益性の低下を招いている。第二に，数の上で圧倒的多数の農家の水田経営に対するサービスを基本とする農協の利用・販売事業と「受託型営農組合」とは，ライスセンターの規模・利用のあり方や機械・肥料の購買をめぐる，利害がズレてきている。個別化と集団化とのズレである。また，「受託型営農組合」の受託地が集落の範囲を大きく越えているために，地縁単位の集落機能と組合との間に，生産単位のズレが生じ，集落機能とは別に土地を団地的に集積する機能が必要になっている。

結 言

現段階の日本農業をとりまく情勢の特徴は，1985年G 5の要請を受け入れた構造調整政策，すなわち日本の市場開放と内需拡大への構造転換によって，農業構造の転換圧力が急速に強められたことである。これは，GATTの多角的貿易交渉での日本に対する農産物市場開放要求によって農産物10品目と牛肉・オレンジの自由化が確定され，さらに日本農業の根幹をなす米の市場開放要求というインパクトとなって現象している。さらにまた農業生産部門でも，食品工業資本が安い原材料価格と低賃金を求めて，東南アジアを中心に海外進出＝多国籍企業的展開をし，この資本輸出をテコに日本農業を縮小しながら，大資本の支配力で日本の食糧安保をカバーしていこうとしている。国内農業に対しては，円高によって増幅された農産物の内外価格差と自由化を背景として，農地流動化，規模拡大，集団化を促進し，それによって農業の構造転換を進めて生産コストを急速に低下させ，国内農産物を国際価格並に引き下げることを目標にして，国内農産物の根幹をなす米の需給で自主流通米の割合を拡大し，市場競争原理の一層の導入によって食糧管理制度を後退させながら，生産・食品加工・流通部門への資本参入を拡大しようとしている。その結果，これについていけない分野や農民階層の農業生産からの脱落と離農が急速に進行している。

こうして農業構造の転換が段階的に強化され、日本農業は、1985年以来「存亡の危機」に立たされており、生産力向上と階層分化分解が新たな段階を経過しつつある。

日本農業の生産形態は、1970年代の生産調整、稲作機械化一貫体系の技術的確立と用排水分離の灌漑排水事業と30アール区画の圃場整備事業の推進を契機として、旧来からの零細面積規模農民経営から機械協同利用または機械作業受委託という形で、その受託組織である各種の営農組合が簇出して一段階を画し、すでに一般的傾向となってきたのであるが、1980年代にはいると、稲作と転作小麦の個別受託型経営またはオペレーターが事実上の経営主となる「受託型営農組合」へと少数の担い手への土地集中が進み、80年代後半の現段階では、これら水田受託経営相互間の競争の激化と再編成が進行し、その中で、旺盛な規模拡大意欲をもって水田経営を営む農業者が各地に事例的ながら見られるようになり、稲作と転作の作業効率や土地生産性（単収）および部門収益性を高め、3割義務転作に対応するために農法的にも収益的にも成り立つ輪作体系を確立しようとする努力が進行している。このことは、農地改革後に残された零細農耕の生産編成を大農圃制の生産編成に変革する過程が、農業の構造転換圧力という厳しい環境の中で、限定された方向と形態においてはあがあるが現実の重みを持って進展しつつあることを示している。

そこで明らかにしなければならないことは、現代水田農業の生産力段階における中核的農民の形態と性質はいかなるものとして規定されうるのかということである。本稿は、こうした問題を一つの事例分析から明らかにしようとした研究の報告である。

日本農業生産力段階における中核的農民経営の分析 ——美濃平坦地の事例、『A営農組合』の構成——

本稿の分析対象、岐阜県海津郡海津町の『A営農組合』は、1985年に一集落農家32戸を組合員として設立された「受託型営農組合」である。ここでいう「受託型営農組合」とは、この『A営農組合』に則して集落単位の営農組合組織として設立されながら、その内実においては、個別受託型の経営であり、いわば両者の形態と性質を合わせもつ農業経営という意味で「受託型営農組合」ということができる。より詳しくいえば、一方では、水田委託農家から土地を集積するやり型が、まず集落単位で「営農組合」を結成し、そこへ集落農家の土地を団地的に集積しあい、他方、その営農組合の水田経営は、オペレーター3人が全面受託で一手に引き受けて経営し、組合員委託農家31戸は、粗収益から経費とオペレーター賃金を差し引いた利益金の配当を受けるという形式で、事実上は、組合員が稲作団地に提供した水田10アールあたりの契約地代7.3万円を現物米で受け取るというものである。しかも、オペレーター3人とはいえ、組合長が経営主であって、他の2人のオペレーターは、2人の補助労働力（婦人）とともに、組合長に月給制で雇用された賃労働にすぎず、事実上の個別受託型経営である。以上のような実態に則して、これを「受託型営農組合」と名付ける。このように、事実上個別受託型の経営でありながら、営農組合という組織形態をとって設立されたところに、土地保有の分散錯圃と農村労働市場の編成、および農業資本蓄積（農業再生産過程）の段階が示されており、補助事業と農協幹旋で集積された稲作団地や転作団地をまとめて受託し、育苗施設や農業機械の補助事業も受けられるという営農組合が持つ各種の優遇措置を受けながら、事実上は個別受託型の経営として成立してきたのが『A営農組合』であり、この限定された方向と形態ではあるがわずかな事例の一つとして成立している経営であり、この形態ですら尾張平坦地における農事組合法人⁽¹⁾の設立に遅れること13～15年のタイム・ラグがある。

まず『A営農組合』の現段階における位置づけをしておく。海津町水田経営の生産組織は45あり、1988年に岐阜県西南濃農業改良普及所の若山孝一氏が調査分類した資料によれば、そのうちの27組合は機械共同利用組織で、この形態の組織としてはほとんどが1960年代以降に設立されたもの、13組合は転作対応型組織で、1980年代利用再編対策期、水田農業確立対策期に集団転作（主に麦作）のために設立されたもの、5組合は受託型組織で、1980年代後半期に一般化してくる。これは受託農家（オペレーター）と委託農家とが明確に分化し、グループ受託型経営又は個別受託型経営の形態で、前二者の集落（農事改良組合）農家＝組合員全員が何らかの形で組合協同の農作業に参加している従来型のものとはその形態も性質も異なっている。しかし、その発足時点で集落単位（農事改良組合）を基礎単位として設立される点では前二

者と同じであり、これは少なくとも美濃平坦地の一般的傾向でもあるが、営農組合組織が集落農家相互の合意形成を設立の前提としている点でも一つの共通した特質を示している。

機械共同利用組織は、1960年代後半期に設立された集落（農事改良組合）単位または集落内のグループ（実行組合等）単位の営農組合であり、現在ある営農組合ではこれがもっとも古いタイプの営農組合に属するが、この類型の成立の基礎条件は、戦後、とりわけ1950年代後半期のクリーク埋立、10アール区画の圃場整備事業、用排兼用の水利体系といった土地基盤の上で、中小型稲作機械化を契機として設立されたものである。その中でも排水が基礎条件であるが、それも直接的には農業排水であっても、その農業排水を制約しているのは地域排水条件である。つまり、圃場条件としては、圃場整備事業によってクリーク段階より改善されたとはいえ、各圃場の水管理＝灌漑排水は、依然として支線ごとの排水調節に制約され、その支線の排水調節は、幹線排水路の排水調節に制約され、最終的には、これらの排水調節すべてが地域排水の調節に依存しているのである。それゆえ、地域排水のやり方によって圃場間の水管理・肥培管理の所要労働時間や収量差が現れ易く、集落内の圃場間支線間に排水調節のズレが生ずると同時に、集落間や土地改良区間に幹線排水の排水調節基準にズレが生ずる可能性を持つのである。したがって、排水条件から相対的に独立した用水調節を可能とする抜本的整備が実施される1980年代後半期までは、圃場相互間の作業ムラや収量差、圃場の水管理と除草などの肥培管理時間に制約されるので、兼業労働市場条件の問題をさておくとしても、技術的に見てこうした水管理・肥培管理は個別で行なう機械作業委託に留まり、あるいは組合員が何らかの形で全員参加する方式の集落対応型の営農組合方式が一般的な形態であったとしてもそうならざるを得なかった。そして現在でもなおこの営農組合組織形態は海津町水田経営の主要な形態をなすのである。

ところが1980年代にはいって、パイプライン方式の用水路網の新設によって用排水分離を行なう用水事業により、圃場の用排水調節は上述の排水条件制約から解放され、新たな水利体系のもとに水田経営を営むことができるようになり、加えて、1.5～2.0 haという大型区画の圃場と4～7メートル幅の農道を付設する再圃場整備事業が開始されまもなく完成するという時期に来ており、この再圃場整備事業の進捗に合わせて、前述の受託型組織、すなわち「受託型営農組合」組織の設立が開始されるのである。このもっとも新しい生産組織形態はその後の経営主体（組合長・オペレーター）の個別化程度と規模拡大速度によって異なっている。『A営農組合』はこの類型に含まれ、個別受託型がもっとも進んだ形態といえよう。これは組合員全員が多かれ少なかれ何らかの労働出役によって組合経営参加をしているかまたは組合への作業委託にとどまる従来の営農組合とは違って、オペレーター以外の組合員は組合経営から事実上手を引き、組合員の土地は経営委託にまで進み契約地代によって精算されるオペレーター主導型営農組合ないし受託型営農組合として運営される形態である。ここでは利益も損失もオペレーターに帰属するので、組合員ないしオペレーターに経営権が事実的に移った形の個別（グループ）受託型経営であり、本稿で規定した「受託型営農組合」である。これらは、70P Sトラクター、6条の側条施肥田植機、6条刈りコンバインや4条刈グレンタンク式コンバインといった新型の大型機械化一貫体を持つ水田受託経営であり、その生産単位は、それが立地する集落にとらわれず、集落共同体的な制約から脱却しつつ、集落の範域を越えてその受託地を広げ、受託者相互に受託地獲得のための地代競争を激しくしながら規模拡大を進めている。こうした新しいタイプの営農組合の動きが一般化し全域的に広がっているというところまではいっていないが、1980年代海津町内に『A営農組合』を含めて4組合設立されており、残る1組合は、1971年に従来型の機械共同利用組織（集落内グループ単位）として設立したが、最近経営受託面積をふやして「受託型営農組合」に発展転化した組織である。

そこで以下、『A営農組合』の成立要因とその経営内容について吟味していこう。

第一. 再圃場整備事業の実現

『A営農組合』が立地する海津町の農業生産構造には、この「受託型営農組合」の成立を可能にするいくつかの特徴的な要因がある。それら諸要因の一つが、生産手段構成の要素を成すパイプライン方式の用水改良事業と大型区画の再圃場整備事業である。その事業概要を述べれば、以下のとおりである。

長良川河口堰建設関連補償を伴う「国営高須輪中総合整備事業」が1980年に開始されたが、事業は2

つの事業から構成されており、1992完成予定の「国営長良川用水事業」は高須輪中水田2,931haの用排水分離事業が基幹事業であり、これと並行して「県営圃場整備事業」が実施されている。それは、農道地下埋設のパイプラインを敷設し、100～150haを一水系単位として、長良川用水路から揚水ポンプで汲み上げこれに送水し、農道によって区画される1.0～2.0haの矩形圃場に配水するものである。これらの総事業費464億円は、水資源公団建設事業の長良川河口堰建設に伴う補償費によって補填され、農家負担分はわずかであり、この事業の実現を可能にした主たる要素であった。このうち「県営圃場整備事業」の事業内容と事業費の構成を見ると次の通りである。

第1表 海津町分県営圃場整備事業費の区分（1988年現在）

工区	項目	事業年度	事業費	事業量	10アール当り事業量	関係土地改良区
高須1期		1980～89年	4,691百万円	1,081ha	432千円	大江, 福江, 金廻油島
高須2期		1980～90年	6,820	918	743	大江, 中江, 松山中島
高須3期		1982～91年	6,800	932	730	大江, 中江, 帆引新田

資料：高須輪中土地改良事業所『高須輪中土地改良事業概要』1988年。ただし、高須2期分には平田町、羽島市の一部を含む。

この「国営高須輪中総合整備事業」の実施によって、土地所有と水田農業経営の形態が再編成され、農業生産力体系の新たな展開が開始される。一方では、「国営長良川用水事業」において、用排水分離がパイプライン方式の灌漑と従来の悪水路は排水専用化され、この用排水分離された水系単位で水田農法は排水制約から解放される。他方の幹線・地域排水は、流末の排水ポンプの増設によって強力な排水力が生み出され、幹線排水路の水位を30センチ下げ、これによってまた乾田化が促進されている。

他方では、「県営圃場整備事業」において、従来の10アール区画（10×30間）の小区間を3～7m農道によって区画される1.5～2.0ha（100×150～200m）の大型区画に再整備して転作団地では各筆境界の畦畔を取除き、これを灌漑排水の単位とする圃場を造成するもので、これは大型機械体系の稲作技術水準を前提とする整備を実施したものとして、大農圃化への一段階を劃する。この新たな生産基盤上に「受託型営農組合」組織は設立されてくる。

第二. 経営委託農家の兼業深化と飯米確保（現物米地代）

(1) 経営委託農家の兼業深化

いうまでもなく、水田の作業委託から経営委託＝農地委託への転化は、委託農家からの水田経営の分離が前提であり、その分離要因の一つが兼業深化である。

海津町南部の長良大橋が1986年に完成し、長良大橋（長良川）→立田大橋（木曾川）→名古屋市のルートが出来上がり、マイカーによる通勤時間が一時間以内に短縮されると、海津町の兼業深化は新たな段階を迎えるが、その傾向はすでに1980年代の初めから徐々に進行している。この兼業深化の状況を見ると、最大の農地供給者と思われる第2種兼業農家層についてみると、1980年から85年にかけて第2種兼業農家数は、1,110戸（66.9%）から1,211戸（74.7%）へ増加し、そのうち恒常的勤務農家は543戸から853戸へ57%増加し、また兼業種類別従事者数の構成を見れば、次の通りである。

第2表 第2種兼業農家の兼業種類別従事者数の変化（海津町，単位：人）

年 度	兼業従事者数	男				女			
		計	主に恒常的勤務者	主に出稼日雇臨時雇	主に自営兼業	計	主に恒常的勤務者	主に出稼日雇臨時雇	主に自営兼業
1980年	3,483	2,191	1,200	679	450	1,292	555	389	360
1985年	3,132	2,074	1,414	401	256	1,058	632	221	205
差	-351	-117	+217	-278	-94	-134	+77	-168	-55

資料：1980年世界農林業センサス，1985年農業センサスによる。

農家労働力の雇用労働市場への吸収は、主に恒常的勤務の増加とその他の兼業従事者の減少として現われ、兼業深化がさらに一段階進んだことを示している。この第2種兼業農家の恒常的な雇用兼業就業への傾斜は、兼業賃金収入の増加を伴っている。その間接的な資料として、第3表を掲げる。

第3表 兼業収入の構成（岐阜県平均）

年 度	常用労働者1人平均月間 現金給与支給額・円(1) きままって支給する給与額		農 家 経 済・1年間一戸平均千円(2)				
	製 造 業	卸・小売業	農 家 総所得	うち 農業所得	うち 農外所得	家 計 費	農 家 経 済 余 剰
1980年	155,725	147,620	6494.3	651.4	4915.3	4363.3	1464.8
1987年	208,931	203,669	8604.6	438.7	6529.5	5349.8	1888.4
差	+53,208	+56,049	+110.3	-212.7	+1614.2	+986.5	+423.6

資料：(1)労働省統計情報部編、昭和55年『毎月勤労統計要覧』財団法人・労働法令協会発行・1982年3月、122-3頁。同昭和63年版、1988年10月、134、137頁。

(2)東海農政局岐阜統計情報事務所編、第29次『岐阜農林水産統計年報』岐阜農林統計協会発行・1982年12月、140-1頁。同第35次版・1988年12月、134-5頁。（原資料は、各年『農家経済調査』）

農業所得の減少と農外所得の増加、その農外所得の家計費充足率は112.7%から122.1%に増加し、農外所得だけで家計費を充足して余りある程に農家所得は安定し、農家経済余剰も増加している。経営耕地面積規模では、1ha以下に集中する第2種兼業農家において、その傾向は一層顕著に現われる。この要因を委託農家側の労働力の線としよう。

(2) 水田委託農家側の水田所有面積1,860ha、水田所有農家1,604戸の一戸当たり平均は1.16haであるが、第2種兼業農家のうち、雇用兼業農家の恒常的勤務農家853戸の水田所有面積推計約681haの一戸当たり平均は約80アールであり、これは岐阜県平均48アールと比べても飛び抜けて大きい。このことは、水田の全面積を経営委託に出したとしても、その地代収入の現物米だけで、飯米確保が可能であることを意味する。例えば、80アールの水田を全部経営委託したとして10アール当たりの小作料を仮に2俵としても16俵であり、家族一人あたりの消費量年2俵（統計的には1.2俵にまで低下している）としても、家族数5人の飯米の1.6年分が確保できるし、50アールの経営委託でも1年分の飯米確保が可能である。水田経営の中型機械化一貫体系の確立と兼業深化によって、これら中下層農家の階層の水田は作業委託から経営委託へと転化する傾向が一般的になってきている。経営委託農家側のこの要因を経営委託農家側の土地所有の線とすれば、先の労働力の線（兼業深化＝農家所得の安定）とこの土地所有の線（経営委託＝飯米確保）との相互作用で、第2種兼業農家が所有する水田の経営委託化が進み、「受託型営農組合」＝水田の経営受託経営の設立が現実化してきたものとする事ができる。

第三.『A営農組合』の設立と「受託型営農組合」への転化

——「転作小麦団地」（9.2ha）と「先導的稲作団地」（10.8ha）の集積——

(1) 「集団転作営農組合」の設立と解散

1983年10月、海津町農協の幹旋で9.2haの集団転作地（小麦団地）をA地区に造成し、これを農協の関連会社である有限会社『興農社』（1983年6月水田作業受託会社として設立、農協本店地内、社長は組合長、85年水田受委託の幹旋のみに縮小）が作業受託を開始したが、結局、1984年1月に2つの集落（2つの農事改良組合）の農家会合で共同の「集団転作営農組合」（「A営農組合」；現『A営農組合』の前身、組合員54戸）を設立し、以後の耕作をこの組合の3人のオペレーターに任せた。機械装備は『興農社』の機械と農機具メーカーから借入れ、これに補助事業で導入したコンバイン1台を使用して耕作したところ、10アール当たり6.5俵、総収量約650俵の収量があり、10アール当たり4万円の経費を差し引くと、予想もしなかった総額300万円余の利益金を生んだ。3人のオペレーターは出役時間（1時間当り1,200円）に応じた賃金

を受取り、小麦団地への水田提供者(A地区農家32戸)は、集団転作奨励金6.8万円+土地配当金1.2万円/計8万円/10aを受け取っている。それ故、この利益金300万円余は、「A営農組合」の剰余金となるはずである。ところが、転作団地の土地提供者は、A地区農家に限られており、オペレーター3人は他方の集落から出役している。その結果、この利益金をどういう基準で分配するかで2つの集落農家間で利害が対立したのである。オペレーター3人を出した側の集落は2つの集落で折半することを主張し、転作団地を提供した側の集落は、土地配当金として配分すべきであると主張したのである。この利益金分配をめぐる2集落間の利害対立は暗礁に乗り上げ、利益金300万円余は「A営農組合」の両地区折半として処分されることになった。これを潮に、オペレーターを出した側の集落農家(22戸)は、「A営農組合」から脱退して、1984年10月、独自の「B集団転作組合」(組合員22戸)を設立した。それ故、利益金配分については、組合から脱退したB地区農家側(22戸)の言い分が通ったことになる。こうして、「A営農組合」は、設立1年にして解体し、1985年1月、改めてA地区農家32戸(全戸)で組織する『A営農組合』が発足することになった。

(2) 「先導的稲作技術改善特別事業」のモデル団地造成と『A営農組合』の設立

集積された転作団地(9.2ha)の経営に加えて、新たに1984年11月、A地区は国庫補助事業である「先導的稲作技術改善特別事業」のモデル団地指定を受け、1985年度から4年間借地契約の水稲団地10.2haが造成された。『A営農組合』は、転作団地の集団転作とこの稲作団地の担い手として設立されたのである。ところが、A地区では、この20haの耕作を担うオペレーターがいない。そこで組合長のG氏が従来の施設園芸部門(キュウリ、トマト)を後継ぎ(長男)に任せて、自らオペレーターをも引き受けることにし、これに『興農社』解雇のオペレーター2人を月給制で雇い、さらに1人の補助労働力(婦人)を雇い入れ(月給制)で陣容を整え、20haの2つの団地を基盤とする水田受託経営として出発することになった。その場合、3人のオペレーターで年間20haの耕作では労働力が過剰であるため、オペレーターの稼働率を高めるために農協の斡旋で転作団地の受託地を2.8ha増反し、加えて集落外の転作団地16.0ha(小麦作)を受託し、さらに農閑期の余剰労働力は組合長の施設園芸部門の作業に振り向けて消化することにした。技術装備の方は、1984~85年の国庫補助事業と町単独の補助事業および農業近代化資金を借入れて、育苗施設一式、トラクター(42PS)、側条施肥田植機(6条植)、コンバイン(6条刈)各一台を購入し、町の航空防除と農協のライスセンター利用を合わせて機械化一貫体系が確立され、稲作は1985年の春耕から耕作が実施されるのである。ここに、「集団転作組合」(1983年)から稲作と小麦作を結び付けた「受託型営農組合」への転換が行なわれ、集団的生産組織から個別受託経営(受託型水田経営)への転化が実現したのである。1985年度の経営成果は次のようになっている。

第4表 『A営農組合』の経営成果(1985年度)

(単位:円)

摘 要	粗 収 益	経 営 費	所 得
水稲団地(10.8ha)	8.6俵×21,000円×108反=19,504,800	6,042,276	13,462,524
小麦団地(27.0ha)	6.0俵×11,180円×270反=18,111,600	8,351,370	9,760,230
合 計	37,616,400	14,393,646	23,222,754

資料：西南農農業改良普及所資料および聞き取り調査をもとに算出。

転作団地の造成は、機械装備の点で個別農家対応が困難であり、また団地加算・地域加算等の転作奨励金による誘導もあって、大抵の地域で実地可能であった。それゆえ、問題は、国庫補助事業であるとはいえ、何故水稲団地10.8haの集積が可能であったかという点である。

一つは、集落農家の兼業深化である。A地区32戸の農家の専兼業別構成は、次の通りである。名古屋市、桑名市、岐阜市への通勤時間は一時間以内で、恒常的勤務農家は労働力の面から見て個別稲作を不可能にしているだけでなく、専業農家層も施設園芸に特化して、稲作はむしろ経営委託に出したい側にある。つまり、A地区にはオペレーターの引き受け手がない。今一つは、海津町内では特に戸当たり水田面積の零細な地区という点である。0.756ha/1戸は、海津町1.16ha/1戸の65%にすぎず、個別稲作は飯米自給的であった。したがって上層専業農家6戸も早くから集約的な施設園芸部門に専作化し、稲作は副次的意

第 5 表 『A 営農組合』組合員の専兼別農家構成 (1985 年)

	総農家数	専業農家	第一兼農家	第二兼農家	第二種兼業農家のうち	
					恒常的勤務	農従者を欠く農家
実数(戸)	32	6	4	22	17	9
構成比(%)	100.0	18.75	12.50	68.75		

資料：1985 年世界農林業センサス報告書，農林統計協会刊，1987 年。

西南濃農業改良普及所資料によれば，耕地面積 29.7ha(平均 0.93ha 戸)，平均所有水田面積 75.6 アール，農地価格 1,000 万円/10a，専業農家 6 戸の経営(施設園芸)。

義しか持たず，稲作経営の機械装備を欠いている。稲作委託化が施設園芸の規模拡大を促進するものとして，むしろ望ましい方向となっているのである。以上のような事情が，1984 年の「先導的稲作技術改善特別事業」の地区指定を受け入れた背景でもあった。

31 戸の経営委託農家側からすれば，団地的に集積された水田を『A 営農組合』に経営委託する判断材料として，従来の稲作作業委託による収益性がある。作業委託の場合，粗収益 145,000 円から育苗費 2,500 円，肥料・農薬・その他の諸材料費 20,000 円，耕起・代掻き 12,000 円，田植 16,500 円，収穫 14,000 円，乾燥調整 10,000 円，水利費 4,500 円，計 79,500 円を差し引き，65,000 円の稲作所得を得るとすれば，自家労働費を計算に入れなくてもこれを地代として受け取るほうが明らかに有利である。『A 営農組合』の組合長と経営委託農家組合員側との当時者間話し合いで契約された最終の地代の算定基準とされたのは，すでに 1984 年「集団転作団地」(9.2ha・小麦作)の『A 営農組合』によって成立している地代水準，すなわち，集団転作奨励金 68,000 円プラス 5,000 円，計 73,000 円相当の現物米「品種ハツシモ」3.5 俵であった。銘柄米「ハツシモ」による飯米確保ということである。5,000 円の上積みを取引税公課とみなすならばこれで経営的に採算がとれるというのは，もちろん組合長の判断である。しかし 10 アール当たり 73,000 円という水準は，海津町の標準小作料 20,000 円に対してはもちろんのこと，優良水田の地代 42,000 円，あるいは愛知県あたりから入り込んでくる受託経営者相互の受託地獲得競争の中で，競争地代的に上昇している地代水準である 52,000 円/10a に比べても明らかに高い。だから，この高い地代が契約されるからには，受託者(組合長)はもちろん，それを要求する委託者側にもそれなりの根拠があつてのことである。それを次に，項を改めて吟味することとしよう。

第四. 水田経営受委託の地代水準

経営委託農家が水田を経営委託に出す一つの条件は，地代の高さである。第 6 表の IV. に掲げたように海津町の優良水田について実際に契約されている小作料水準は，銘柄米「ハツシモ」で 2 俵/10a，額にして約 4.2 万円であり，『A 営農組合』の場合は，3.5 俵，72,895 円と 3 万円以上高い。水田委託農家が営農組合の組合員として受け取るこの高い契約地代の性質は，この営農組合が他の地区農家(非組合員)の委託地に対して支払う契約地代と同じではない。他地区の非組合員との受委託関係は単なる受委託関係であるが，組合員委託農家は，契約地代を受け取るだけでなく，組合財産の記名共有者であり，営農組合の経営に参加し，総会に出席して発言し，承認しあるいは否決し，利益の分配に与かる権利を有し，経営リスクを共同負担する法的義務を有するはずである。しかし，実際には，委託地の地代 7.3 万円を受け取る以外には，何の権利も義務もないように見える。これは，契約された地代の 7.3 万円の性格によるものである。すなわち，非組合員から委託した優良水田に対する地代 4.2 万円を越える上積み分，この差額である 3.1 万円は，営農組合の利益配当金という観念で固定化されたものであり，それを地代の可除部分として受け取るということである。しかし，この上積み分が契約地代に組み入れられたことによって，経営の成果として実現される利益金に対する請求権を限定したことになる。31 戸の組合員は，組合経営には参加しておらず，あとは組合長に任せて 7.3 万円の高い地代を受け取ることで満足した。したがって，10 アール当たり 7.3 万円という契約地代は，本来の地代の他に組合長への組合資本の貸付利子(その土地配当分)または組合経営権の委託という性質を含んでいるのである。この契機は，1985 年 1 月，組合長と組合員農家(31 戸)

第6表 『A営農組合』の総括表(1988年)

I. 技 術 装 備		補助割合	
育苗施設	1,056.5万円	40.5%	
農業機械	4,678.4	6.4	
計	5,734.9	12.7	
内 補助金	726.5		
II. 耕 作 地		経営受託地	作業受託地 (小麦跡作)
水 田		56.0ha	延85.0ha
内 水 稲		30.0	
小 麦		15.2	(大 根 2.5ha)
大 豆		10.8	
III. 労 働 力			
組合長 (兼オペレーター)	1 人	(機械作業)	
オペレーター 男	2	(機械作業)	
補助労働力 女	2		
臨時雇用者 男	延 100人日		
〃 女	延 100人日		
IV. 小 作 料		現物米 (対 価) / 10 a	
集 水 稲 団 地	10.2ha	3.5 俵 (72,895 円) 「ハッシモ」	
落 小 麦 団 地	9.2	1.0 俵 (21,900 円) 「ハッシモ」	
内 大 豆	6.0	—	
集 水稲・分散地片	20.0	内 3 ha	2.5 俵 (52,000 円) 「ハッシモ」
落 〃 〃		内 5	2.0 (42,000) 「ハッシモ」
外 〃 〃		内 12	2.0 (34,000) 「日本晴」
小麦・団 地	6.0		1.0 (21,900) 「ハッシモ」
大豆・団 地	4.8		
参考：標準小作料		20,000円	
V. 作 業 受 託		受託面積	作業料金 / 10 a
育苗施設	育苗	(55.0) ha	
トラクター耕起・代掻		5.0	12,000円
田植機	田植	25.0	16,500
コンバイン	収穫	55.0	14,000
VI. 経 営 成 果		水稻団地 (10.2ha)	小麦団地 (9.2ha)
粗 収 益		159,318円 / 10 a	73,800円 / 10 a
物財費		59,238	30,931
労働費		16,635	5,796
支払地代		72,895	—
費用合計		75,873	36,727
所 得		27,185	42,869
労働時間		13.86時間 10 a	5.0時間 / 10 a

資料：(1)西南濃農業改良普及所資料，および1989年聴取調査結果をもとに作成。

(2)この他，組合長は個人所有地の耕作120 a [ハウスキュウリ (長男)+水稻作] 有り。

との間に結ばれたものであり、この契約時点で組合の経営権は組合長に移されたものと考えられる。この点をもう少し吟味しておこう。

一つは、この営農組合が水田の転作割当を消化するために集団転作を目的に設立された組合であり、転作奨励金68,000円/10aを受け取るほかは収支相償えばよいというほどの意識での設立であった。ところが、この組合運営を担当するオペレーターの引き受け手がなく、隣の集落と合同することによって、初めてオペレーターを確保することができた。つまり、この集落農家32戸は、それぞれ自分の仕事があるために土地は提供するが組合経営に参加する意志はなかった。だから、だれかが組合の面倒を見てくれるならば、その人の希望通りに任せようという意識があった。こうして組合長は頼まれて組合長を引き受けた。いま一つは、この営農組合に稲作団地育成の話が役場から持ち掛けられたとき、組合長のG氏はビニールハウス経営(トマト・キュウリ)を息子に任せ、組合経営を引き受けることにして、引き受けるからには自分の好きなようにさせてくれと申し出て承認されたのである。確かに組合結成の出発点で集積された土地は10.2haの1団地であり労働生産性が高い土地であることは十分予測されたし、土地提供者である組合員農家からは半ば強制的に提供された水田であることと相まって、組合長に好きにさせる代わりに、地代として、3.1万円の上積み要求したのである。こうして10アール当たり7.3万円という地代水準は、利益配当金という形式をとりながら、事実的には組合長へ委託した経営権の対価という性質を持つのである。しかし、組合の利益とはいっても、非組合員である2人のオペレーターと2人の補助労働者(婦人)の賃金(月給制)に支払って残る所得のうち、組合員農家に支払う地代のうちのいくらが利益配当金となるのか、また組合長が受け取る賃金は幾らになるのか、明確な規定はない。仮にそういう部分を差し引いた残りがありそれを利益として配分するとしても、組合長は企業者利得を要求する権利がある。なぜならば、この営農組合は、任意組合であり、組合で約束された規定以外には法律的に拘束されるべき根拠を持たないからである。任意組合であるからその名称の如何に拘らず、企業者利得をこの経営の目的としてもよく付加価値を労働出役(量)に応じた分配と提供した土地面積に対する地代に二分割しても構わないのである。組合では、そうした組合長のオペレーターとしての賃金と役員報酬、剰余金の処分、等の審議決定に関して何も取り決められていない。ただ補助事業の受入窓口として組合設立時(1985年)に導入された育苗施設と機械装備があるだけで、機械装備の方は既に耐用年数に達しており、新たに追加導入した機械はすべて組合長の個人所有である。だから現在組合員32戸の共有に属する固定財はやがて育苗施設だけになる。つまり資本装備のうえでも基本的には、組合長の自己資本による装備に変わっている。どちらにしても、31戸の組合員は1時間の労働出役もなく、経営に参加しているわけでもないのだから、稲作または転作の経営委託者であるに過ぎないから、名義上の組合員であるに過ぎない。この名義上の組合運営参加権が土地配当金の上積み分3.1万円/10aとして現われていると見ることができる。組合員が組合に経営委託している土地面積は稲作10.8ha+転作9.2ha計20.0haで、全経営受委託面積80.0haの25%にまで低下している。組合長は、1989年現在自分の土地に2,000万円を投じて鉄骨スレートの農舎(育苗施設と機械倉庫兼用)を建設しており、これによって仮に組合を解散しても自力で個別型受託経営をやっていく見通しができている。だから、組合設立時に31戸の組合員が持っていた経営参加権の物的基礎は、著しく縮小し、しかもそれを10アール当たり7.3万円の契約地代に組み込んで組合経営から手を引いたということがこの営農組合を組合長の個別受託型の経営に変換させた根拠となるのである。ここにこの営農組合の性格が「受託型営農組合」という組織形態のままで個別受託型経営として規定されるのである。

10アール当たり現物米3.5俵(7.3万円)を受託側についてみれば、この高い地代水準を保証する条件は営農組合の収益性に求められる。すなわち、1988年は10アール当たり477kg単収で、経営費は労働費を含めて132千円余、約396kg、6.6俵分である。この6.6俵分という経営費を保証するものは、一つは、銘柄米「ハッソモ」の生産者米価の高さであり、一つは、10アール当たりの労働時間がわずかに13.86時間という労働生産性の高さである。例えば、水管理は周密な、間断灌漑ながら、わずかに1.0時間、これは水管理作業の手抜きではなく、パイプラインによる灌漑であることによって水管理の省力化が達成されて水稲団地10.2haの水管理時間が1回20分しかかからないということである。その結果、仮に『A営農組合』の支払利息を10アール当たり2,500円とすれば、所得が97,500円、これから小作料72,900円を差し引いても24,600円の

手取りとなる。したがって、これを労働一時間あたりに換算すると、1,775円となり、基幹労働力一時間当たり賃金1,250円の1.42倍であり、経営的には十分採算が合う。これを先の委託農家側の土地所有の線に対する受託農家（組合長）側の経営の線とすれば、再圃場整備された大区画圃場と、10.2haの稲作団地と15.2haの転作小麦団地を基盤とし、大型機械体系を技術的基盤として、労働生産性が高くなっているために3.5俵（7.3万円）という高い地代は、経営の採算制を度外視したものではなく、委託農家側の土地所有（地代）の線と受託農家側の経営の線の交又線上に契約された地代水準であるという合理性を持ち、この契約地代を前提として水稻団地10.2haと転作小麦団地9.2haの集積団地の確保が実現された。この経営土地基盤の上に新たな生産形態として個別受託型の『A営農組合』が成立してきたものといえる。

『A営農組合』の規模拡大に伴う問題

第一．土地集積と分散錯圖との矛盾

『A営農組合』は、1989年現在、水稻団地10.2haと転作小麦団地9.2haの経営受託水田の外に、集落外に分散的に水稻経営受託地20ha、小麦作団地6ha、大豆作団地4.8haおよび小麦跡作の大根作2haを経営している。また、水稻の作業受託地を町内に広く分散して実面積で85ha受託している。小麦と大豆は委託農家に集団転作奨励金が支給されるが、これに対しても現物米1俵（21,900円/10a）を支払っている。それでも小麦団地9.2haの場合の超過剰金総額341万円（1988年産）を実現している。この剰余金は営農組合員に配分されないで組合長のポケットにはいる。これは、『A営農組合』が組合長の個別受託型経営に転化しているからである。他方、団地外の分散地片20haの経営受託地は、まだ再圃場整備が進んでいない1筆平均22アールの小区画水田であるために、大型機械の作業能率が悪く、中型機械を併用せざるをえないという矛盾がある。その結果、集落外の受託地は分散化し、組合の受託経営規模を拡大すればするほど機械の二重装備による過剰投資となり作業能率が低下するという問題、すなわち、分散錯圖がもつ矛盾が現れている。経営と土地所有との矛盾、小農経済内部における生産力と生産関係との矛盾である。1988年現在は、品種「日本晴」2俵（3.4万円）である。農業委員会の標準小作料2万円に比べて、かなり高い上積みを支払われている。受託地獲得競争に伴う上積みであるが、『A営農組合』にとってこの上積み分は採算のとれない水準でない。さらに受託団地として確保しようとすれば、地代の上積みをふやさなければならない。団地（再圃場整備の結果、1区画面積1.5～2.0haが最小単位）と分散地片では現物米1俵（2万円）の差がある。『A営農組合』は、この矛盾をオペレーター3人、補助労働力2人（ほかに臨時雇用延200人日）をフルに稼働させて、さらに規模拡大することでコストダウンして差額の地代をカバーしているというのである。ただ平均22アールの分散地片は、再圃場整備事業が1992年に完了し、1.5～2.0ha区画に分合する最終の換地段階で元地換地主義の影響が残れば、それが分筆される可能性が残っており、零細地片が完全に解消する保証はない。

第二．個別受託経営の発展と農協経営や集落機能との矛盾

これまでの考察から明らかなように、『A営農組合』は単に個別受託経営として自立化しつつあるだけでなく、雇用労働に依存する企業的な受託経営としての自立化も目指している。現在、この企業的经营形態が高須輪中の中での例外的存在であるかぎりでは、さほど深刻な問題は発生してこないが、その発展方向は、従来の零細自作農体制に基礎を置く農協の経営との利害のズレをも生み出してこざるをえない。例えば、現在、『A営農組合』は、乾燥調整を農協のライスセンターに依存しているが、1989年4月、2千万円をかけて農舎を建設し、育苗、乾燥調整、貯蔵の工程も自前で実施しようとしている。これは、農協の利害と対立することになる。農協は、2つのライスセンターが耐用年数を過ぎて処理能力が半減したので、1989～90年に能力3,500トンのカントリーエレベーター（工事費10.5千万円）を建設中であり、『A営農組合』が自前のライスセンターを持つことは、農協離れを促し他の受託農家への波及の恐れもある。

今一つは、『A営農組合』の名称変更である。これは『A営農組合』の実質が既に組合長G氏の個別受託型経営に転化していることに伴い、G氏は組合を個人経営らしい名称に変更しようとしている。これは生産単位が集落単位で機能してきた段階から、1経営でも稲作と転作に専門化して規模拡大を進め受託地を

広域的に拡大し、単一の集落の範囲を著しく越えてしまったため、零細経営の小農集団に適合してきた従来の地縁単位の集落機能が生産単位として機能しなくなったことである。『A営農組合』はその発足時点においてはA地区の全農家を組合員として組織され、水稻団地や転作団地も集落機能が働くことで初めて造成することが出来た。しかし、個別受託型経営への発展によってその守備範囲と経営機能は集落機能を越えたのである。とはいえ、個別受託型の経営が新たな生産単位として集落機能に替わる地域的調整機能を獲得したわけではない。現在、海津町農協はパイプラインの揚水ポンプ灌漑の水系単位である100～150haを一生産単位とする受託型営農組合の設立にむけて既存の営農組合間の調整（集落座談会などを通しての合意形成）を進めている。だからこそ、『A営農組合』の農協離れや営農組合組織の変更は、農家相互の合意形成の行き着く先が、ごく一部の受託農家に土地が集中することに終るのではないかという疑心暗鬼を生み出す可能性がある。しかし、3～4の集落の水田所有者100戸前後の営農組合を前提として、大型機械体系が装備されればオペレーターは1生産単位4～5人で済む。圧倒的多数の農家が経営委託者に転化しなければならない。とすれば、水田経営部門から排除されてくる農家労働力のエンプロイメントが与えられなければならないが、雇用労働市場の労働力吸収は農業内部から規定されてくるのではなく、日本資本主義それ自体の構成と段階から規定されてくる性質のものである。農民相互間の合意形成は農家労働力の価値実現が保証されることなしには成功しない。それが農業外部に求め得ないとすれば、農業内部の集約な経営部門や農村工業導入などの新たなエンプロイメントの創出を待たなければならない。そこに、現段階の中核的農民経営は枠組と限界を持ち、その方向と展開速度が規定されてくる。

謝 辞

小論は、1988年10月～89年3月、農業経済学研究室で、大学院受託研修生として筆者の指導の下に研究に従事した岐阜県農業改良普及員米山誠一氏の資料収集活動に負うところ大である。はじめ私と氏の共著論文を計画していたが、氏が現職多忙のため、止むなく私の単著論文となった。ここでは触れなかった研究室の郵送アンケート調査（100戸）の結果も本文の考察には生かされている。米山氏の報告は下記文献記載のもの（未公刊）に若干の加除修正を加えて目下印刷に付されており、まもなく公表の予定である。小論と合わせて参照されたい。なお、調査にあたっては、岐阜県農業技術課、西南濃農業改良普及所、海津町役場、海津町農協、調査農家の皆さんに協力いただいた。記して謝意を表する。

文 献

- 1) 東海農政局統計情報部：『東海の農業生産組織名簿』愛知県の部、53-54, 1977. 3.
愛知県農林部：『稲作経営の近代化と営農集団』（稲作営農集団3か年の歩み）1971. 1.
- 2) 米山誠一：『水田農業の主体形成分析』（岐阜大学大学院農学研究科留学研修報告書）岐阜大学農業経済学研究室蔵、35-66, 1989. 3.
- 3) 有本信昭：『集落型稲作営農組合の構造と再編』（岐阜県海津町を対象として）農政調査委員会、44-54, 1987. 8.
- 4) 西尾敏雄：米麦生産施設を中心とした生産組織のあり方について（コンサルタント意見書 C.R.No. 1487）全国農業改善協会、36-49, 1988.
- 5) 岐阜県西南濃農業改良普及所：『土地利用型農業の現状分析と普及活動』1988. 11.